



Title	公害の実情：その発生の背景から推移まで
Author(s)	仁連, 秀雄
Citation	大阪公衆衛生. 1969, 21, p. 8-10
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/84387
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

公害の実状

—その発生の背景から推移まで—

仁 連 秀 雄

1. はじめに

敗戦による混迷と廃墟の中から立ち上り、20数年を経た今日、わが国経済は、世界的にも例をみないすばらしい発展をとげた。

まことに結構なことではあるが、同時に、その反面において、産業、経済の目ざましい発展成長は、必然的に、人口の都市への過度集中をもたらしたにもかかわらず、これらに対する適切な対応策を欠いたため、過密の弊害を助長して、社会経済の発展にひずみが生じ、公害として表面化した。

2. 公害発生の背景

産業経済の急速な発展によって、都市の態様や機能が大きく変ぼうしてきたにもかかわらず、土地利用、都市計画の不徹底や道路、下水、し尿、ごみ処理施設の整備等公共的投資の立ち遅れをはじめ、産業立地政策の総合的施策の貧困、公害に対する認識の低さと生産第一主義による公害防止技術の開発の立ち遅れなどに起因して、近年、産業公害から都市公害が頻発して、地域住民の生活環境を悪化させ、好ましくない影響を与えて、社会的にも、経済的にも、大きな問題をなげかけている。このように、公害発生の要因には、複雑、かつ、多様性の背景があって、からみあっているので、産業の健全な発展と国民の福祉の向上との調和を図りながら、各種の公害を排除していくことは、それ自体、多くの困難性を内包して、決して、容易なことではない。だからといって、避けて通るわけにもいかないのが公害の問題である。

3. 公害発生の推移

わが国の公害は、戦後、産業経済の発展過程に応じて内容的にも変化がみられ、その態様は一様でない。

(1) 第1期（昭和20年代後期）

戦後の荒廃から朝鮮動乱の特需を契機として、工業生産がようやく活発化し復興への手がかりをつかんだ。戦災で焼け残った粗悪な設備やバラック建の粗末な工場での生産が、昼夜の別なく行なわれたため、騒音、振動、ばい煙などの公害が工場と住宅が密接し混在する既成市街地域で発生した。大阪府に持ちこまれた苦情は、昭和25年約100件、昭和26～28年約250件、昭和29～30年500～600件と増えてきた。

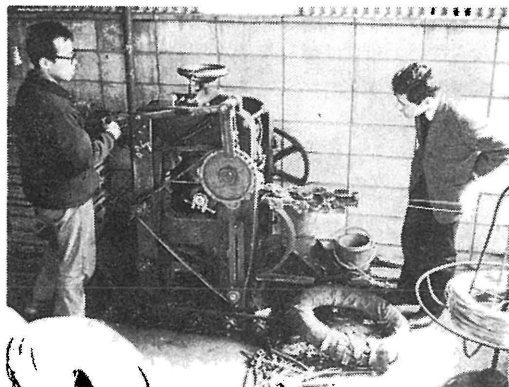
これらの公害は、発生源も判然としており、その被害の範囲も比較的狭く、和隣関係が主で生活妨害的な被害で、公害というよりはむしろ、私害に近いものであった。しかし、当時は工場の操業に伴う無過失の被害に対して附近住民の福祉を守る法令はなく、苦情が多くなるにしたがい、大阪府でも放置できず、昭和25年8月、大阪府事業場公害防止条例を制定し、衛生部と商工部で公害の指導に乗りだした。

(2) 第2期（昭和30年代）

昭和30年代の前半は、20年代後半の延長として、局部的公害の頻度が高くなってきたが、各種の公害が激しくなって、社会問題としてクローズアップされるようになったのは、昭和30年代の中頃からである。

所得倍増計画、さらに、高度成長政策を背景として、産業構造の変革、技術革新、エネルギー転換、活発な国内消費と好調な輸出に支えられ、生産力が飛躍的に向上し、人口が都市に流入して、産業経済の規模が拡大発展したため、社会経済にひずみが顕在化して、産業公害から、交通の目ざましい発達など都市活動の活発化に伴う都市公害も表面化してきた。

大阪府の人口動態をみると、昭和30年からの10年間に204万も増えている。これは、全国人口増の4分の1に当り、いかに集中したかが判る。一方、生産規模



(騒音振動の工場立入検査)

（工業出荷額）では、昭和30年8,400億円、35年2兆1,000億円、40年3兆8,900億円で10年で4.5倍も増えている。また、自動車保有台数も、昭和30年12万台であったのが40年には68万台となり、現在では100万台を越える勢いである。

公害発生源となる経済活動が急速に拡大されたことにより、産業公害の多様化、拡大化、広域化とともに都市公害を誘発することになる。

とくに、石炭から重油への燃料転換は、黒いスモッグより白いスモッグへの脅威と変って、亜硫酸ガスによる広汎な大気汚染となり、集積による被害が目立ってきた。また、工場立地が無秩序に衛星都市に拡がり、スプロール現象を起こして、新らしく公害発生地域も拡がっていった。公害の態様も、これまでと比較にならない程複雑で広い範囲に影響を及ぼし、農作物、植物の生育阻害や、魚の汚染、さらには人の健康や生命をもおびやかす深刻なものが現われてきた。

四日市市の石油化学コンビナートの大気汚染によるゼンソク患者や、熊本県水俣市と新潟県阿賀野川流域の2つの水俣病や富山県神通川一帯に発生したイタイイタイ病などは、その典型である。

国は30年代に入って、ようやく重い腰をあげ、公害規制に取り組むことになる。すなわち、水質保全法および工場排水法（昭和33年）、ばい煙規制法（昭和37年）の公害規制の単独法が制定された。これにより、地方自治体では、従来の条例とこれらの法を併用して産業公害を主として取締ることになった。

大阪府では公害施策の強化のため、昭和36年、商工部に公害課を創設、公害行政を専管することとした。公害の苦情、陳情も昭和33年以降年間1,000件を越すようになった。

(3) 第3期（昭和41年から現在）

産業経済の引続きの高度安定成長は、ひずみを一層露呈し、とくに、企業の公害防止施設や社会公共施設の整備の立ち遅れ、立地や土地利用に対する適正な配慮の不足が目立ち、過密の典型として、産業公害、都市公害による「集積の害」が一層激しくなってきた。

亜硫酸ガス、浮遊粉じんと自動車排ガスによる混合汚染、工場汚水、家庭下水、船舶廃油、ゴミや廃油や汚物の不法投棄などによる河川、港湾の汚濁の進行、工場騒音、建設工事騒音、交通騒音、深夜騒音による被害の浸透など産業公害、都市公害がミックスされ、相乗作用して集積されたものが、公害の特徴となってきた。

なぜこのような事態を招くことになったのか、端的に言えば、これまでの公害施策は、公害をいかにして

防止するかの確固たる理念と目標を欠き、その規制も、一時しのぎの対症療法的域を出ず、汚染、汚濁の全体をとらえ、公害の背景をも考慮した総合的な施策が欠けていたことは否めない。

国では、これらの反省に立って、本格的に公害対策に取り組む姿勢を示したのが、公害対策基本法の制定（42.8.3.）である。

基本法は総合的な観点に立って、公害防止に関する基本的な事項を定め、国の施策の方向と目標を明らかにした。これからの公害施策は、この基本法を軸として展開される。したがって、基本法にもとづく実施法が、具体的に、どのように整備され、また、どのように運用されるかによって公害対策の現実的な推進が左右されることになると思われる。

すでに、実施法として、大気汚染防止法、騒音規制法が昨年12月1日から施行になり、本年2月には、かねてから論議のあった亜硫酸ガスの環境基準決定をはじめ、自動車排気ガスのうち一酸化炭素の排出基準の強化、また、公害対策で最も遅れていた公害紛争処理法案と公害医療救済法案も今国会に提出、成立すれば10月から実施に移される予定であり、このところ、基本法のプログラムにそって、にわかに活発になってきた。

他方、大阪府においては、公害対策を府政の重要施策として取り上げ、公害防止条例の全面改正（41.1.1.）、公害室の設置（41.4.5.）ならびに公害監視センターの開設（43.9.20.）など行政組織の強化をはかり、受入体制をかためた。

これまで、公害発生の移り変りについて、概説を試みたが、すでに、制限の枚数もつきたようであるので、調査資料や測定データに基づく現況分析等は、またの機会に譲りたい。

（4）おわりに

公害の要因には、前述のどおり、複雑な背景を持っているだけに、公害へのアプローチは、これからも、決して、やさしいことではない。

国、地方自治体を通じて、総合的施策の早急な樹立と推進は、もとより必要であるが、産業界においても、公害対策の実施が社会的にみて企業の責任であることを強く認識するとともに、住民もまた被害者であるばかりでなく加害者の一人であるということを意識し、公害問題を正しく認識して、国、地方自治体、企業、および住民が連帯して、人の健康を守り、生活環境を保全する基本的立場から、一致協力、その解決につとめることが肝要であろう。

（大阪府公害監視センター次長一現所長）